

船舶から回収される廃油の取扱いについて

蔵関第 815 号
昭和 45 年 5 月 27 日
改正 蔵関第 1255 号
昭和 46 年 6 月 30 日
改正 蔵関第 1360 号
昭和 55 年 12 月 27 日
改正 蔵関第 587 号
昭和 61 年 6 月 6 日
改正 蔵関第 1306 号
昭和 62 年 12 月 25 日
改正 財関第 1005 号
平成 13 年 12 月 14 日

船舶から回収される廃油のうち、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」(昭和 45 年法律第 136 号)の規定により、国内に引き取られるものについては、昭和 45 年 6 月 5 日以降に輸入されるものから、下記により取り扱うこととされたい。

記

1 定義

この通達において「廃油」とは、外国貿易船、特殊船舶等の船舶内において生じた不要な油で、次に掲げるものをいう。

- (1) 船艙の洗浄の際に生ずる油性洗浄水又は船舶内において当該洗浄水から分離された油性混合物
- (2) 船舶の空船時に船体の安定を保つため積載された海水(以下「バラスト水」という。)のうち、油性バラスト水及び船舶内において当該油性バラスト水から分離された油
- (3) 船舶の機関から漏出した重油、潤滑油、水等を含有する油性混合物(以下「ビルジ」という。)
- (4) 船舶の内燃機関に使用されてくる潤滑油から清浄器によつて分離された油性混合物
- (5) 船艙等の底に沈積した油性混合物(以下「スラッジ」という。)

2 適用範囲

この通達による取扱いは、次に掲げる者が輸入する廃油について適用するものとする。

- (1) 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第 20 条第 2 項の規定により、国土交通大臣に届け出て廃油処理事業を行つている港湾管理者又は同法附

則第7条第1項の規定により届出をしたとみなされる港湾管理者

(2) 同法第20条第1項の規定により、国土交通大臣の許可を受けて廃油処理を行つている廃油処理事業者又は同法附則第7条第1項の規定により許可を受けたとみなされる廃油処理事業者

(3) 同法第34条第1項の規定により、国土交通大臣に届け出て廃油処理を行つている自家用廃油処理者

なお、上記に該当するかどうかの税関における確認は、(2)に掲げる者については、国土交通大臣の許可書又は同法第26条第1項の規定による廃油処理規定に係る国土交通大臣の認可書、(3)に掲げる者については、自家用廃油処理者である旨を記載した所轄地方運輸局長の証明書により、それぞれ行うものとする。

3 通関の形態

輸入される廃油については、荷粉又は不用船用品として取り扱い、業務通関（本船扱又はふ中扱）の方法により輸入を認めるものとする。

4 輸入申告の時期

外国貿易船若しくは特殊船舶等から廃油の船卸しをし、又はこれらの船舶からはしけ若しくはこれに類する船舶に船卸しされた廃油を陸揚げする前に、当該廃油の輸入申告を行わせる。

なお、船外にある洗浄水を用いて循環的に船艙を洗浄し、油性洗浄水を引き取る場合は、洗浄水と廃油とが混合された状態のものについて申告させる。

5 輸入申告書の記載事項等

(1) 申告書等の提出通数等

輸入申告に際しては、輸入申告書（C-5020）を2通（税関用、許可書用）提出させ、仕入書、包装明細書等の提出は要しないものとする。

(2) 申告書に記載すべき事項

イ 申告品名「廃油」と記載させ、前記1に掲げる「洗浄水」、「洗浄水から分離された油性混合物」、「バラスト水」、「ビルジ」等の区分をかつこ書で併記させる。

ロ 申告数量 申告時には、該当する廃油の引取予定数量を記載させ、輸入の許可の際、当初の引取予定数量を実際の引取数量に訂正させる。

ハ 関税率表の適用 油性洗浄水及び油性バラスト水で、海水分の含有量が著しく多いものについては、同表番号第2501.00号（海水）を、その他の油性混合物、ビルジ、スラッジ等については、塩分、泥水分等の不純物の含有量が多く、かつ、原油、重油等から発生した混合物であることから、同表第2710.91号又は第2710.99号（廃油）を適用するものとする。

ニ 申告価格 関税定率法第4条の3《国内販売価格又は製造原価に基づく課税価格の決定》の規定により計算した価格とする。ただし、この場合にあつて、経済価値がないときは、申告価格は「0」として差し支えない。

ホ 申告書中「船荷証券番号」、「原産地」、「積出地」、「統計番号」等税関においてその記載が不要と認められる事項の記載については、省略させて差し支えない。

(3) 本船扱及びふ中扱の申請手続

本船扱又はふ中扱の申請は、輸入申告書の「本船扱・ふ中扱・搬入前申告扱」欄の該当する取扱項目を で囲み、右の枠内（有の欄）に×印を記入させることにより、便宜、申請書の提出に代えて取り扱つて差し支えない。

6 その他

廃油の性状により、前記5の(2)の八による関税率表番号の適用が特に不相当と認められる場合、又は回収後の廃油の処理状況の調査の結果、経済価値が発生し、通常販売されるような状態になつた場合で、この通達により処理することが特に不相当であると認められる場合には、本省にりん議するものとする。